

## AS ワンプラ 検査細則

### 第 1 条 (目的)

本細則は、AS ワンプラ規約第 1 1 条に基づく出品車両の検査基準を定め、品質水準の保持等、良好な中古車流通環境を維持することを目的とする。

### 第 2 条 (出品会員義務)

1. 出品会員は、会員間物流事業が画像による出品であることを十分に理解した上で、出品しようとする車両の検査を行わなければならない。
2. 出品会員は、出品しようとする車両の内外装に関して、検査点検を行い正確に提示しなければならない。
3. 出品会員は、出品しようとする車両の走行機関、機構および装備に関して、検査点検を行い、正確に提示しなければならない。
4. 出品会員は、出品する車両が福祉車両に該当するときは、その旨を出品票に正確に記載しなければならない。
5. 出品会員は、成約後の出品票または画像の提示不備、出品票検査員記入欄のみへの記載、曖昧または紛らわしい表記をしてはならない。
6. 出品会員は、前項によるクレームについて、AS の裁定に従わなければならない。

### 第 3 条 (評価基準)

評価点	基準内容		
	外装・内部ダメージ	登録・走行条件	内装条件、評価点の上限、補足等
S	無傷、無補修であるもの	登録 1 年未満 走行 1 千 km 以内	内装 A まで
6	バンパー A1 が 1 カ所程度	登録 3 年以内 走行 3 万 km 以内	内装 A まで
5	交換パネルなし バンパー A2 が 1 カ所程度	登録 5 年以内 走行 5 万 km 以内	内装 B まで ガラス小飛石まで
4.5	レベル 2 が 2 パネルまで(※1) ボルト交換パネル 1 カ所まで 合計 10 ポイント以内(※2)	走行 10 万 km 以内	内装 B まで メーター交換 (\$) 上限 ガラスヒビ上限
4	レベル 3 が 1 パネルまで レベル 2 が 3 パネルまで(※1) 合計 15 ポイント以内(※2)	走行 15 万 km 以内	ルーフ BP 跡上限 コアサポート、バックパネルの軽微な小歪上限 コーションプレート欠品上限 色替え上限 ガラス割れ上限

3.5	A2 が 5 パネル、U2・B2 が 3～4 パネル、 U3・B3 が 2 パネル×が 1 パネルまで(※ 1) 合計 25 ポイント以内(※2) クォーター片側交換		メーター改ざん (*) 走行不明 (#) 上限 コアサポート、バックパネル修正、曲がり上限
3	外装 3.5 の範囲を超えるもの 合計 30 ポイント以内(※2) クォーター両側交換、ステップアウター 交換、バックパネル交換		雹害車 (軽微) 上限 下回り腐食まで (腐食穴不可)
2	粗悪車 (冠水車、消火器噴霧跡、その他災害車)		ボディ腐食大、腐食穴多し等
1	改造車 (規格外エンジン・ミッション・タービ ン乗せ替え、外寸の変わるパテ埋め等)		改造車とは規格外のパーツが装着され継続検 査を受けられないもの、重要骨格に加工等有 るものとし、注意事項に改造部位を記載するこ と 公認車は、通常評価とするが注意事項に改造部 位を記載すること 改造車で修復歴のある場合、評価点は R とし、 注意事項に修復箇所・改造部位を記載すること
R	修復歴車		修復歴とは、外板パネルを介し波及した力が骨 格部分に達しているものおよび骨格部分を加 修しているもの、修正機跡があるもの 注意事項に修復箇所を記載すること
0	事故現状車	陸送会社が運搬できる 車両であること	展開図に事故範囲を○印で記載、注意事項にエ アバックの状況を記載すること

※1：レベルとは検査記号 A1～A3、U1～U3、B1～B3、S1～S3、W1～W3 の数値をいう (例：A1 はレベル 1、U2 はレベル 2)

※2：ポイントとは検査記号 A1～A3、U1～U3、B1～B3、S1～S3、W3 の数値の合計をいう (W1、W2 は展開図に記載するが加  
算しない)

※3 評価点は、基準内容をすべて満たす必要があります。

メーター改ざん車 「*」	過去の記録等により走行メーターが巻き戻されている事が確認できる場合は現在の表示距離を出品票 に記入し「*」を付け、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」と記入して過去の距離歴を記入する。
メーター交換車 「\$」	新品メーター交換歴のあるもので、認証または指定工場の記録証明があるものは合算距離を出品票に 記入し「\$」を付け、注意事項記入欄に「メーター交換車」と記入して、交換前距離と日付および現 在の表示距離を記入する。
走行不明車 「#」	「メーター改ざん車」、「メーター交換車」以外で推定できる根拠がないが走行距離不明の場合は現在 の表示距離を出品票に記入し「#」を付け、注意事項記入欄に「走行不明車」と記入する。

メーター交換歴のあるものでも、認証または指定工場の記録証明が無いものおよび中古メーターに交換されているものは現在の表示距離を出品票に記入し「\*」を付け、注意事項記入欄に交換前距離（中古メーターは取付け時の表示距離も記入）・日付・推定合算距離を記入し「メーター改ざん車」と記入して出品する。

#### 第 4 条（修復歴の定義）

修復歴とは、過去に交通事故その他災害により、車体骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したものをいう。未修復の「現状車」も同様の判定基準を適用する。

骨格部位名称	修復歴とするもの	修復歴としないもの
<b>クロスメンバー</b> <フロント> 左右サイドメンバーに溶接されているもの。 <リア> サイドメンバーの先端より内側にあり、左右サイドメンバーに溶接されているもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・曲がり、凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな凹みまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・突き上げによる凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>
<b>サイドメンバー</b> <フロント> コアサポートより後ろに位置する部分のみ。 <リア> エンドパネルより後ろに位置するものも同じ扱いとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・曲がり、凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアサポートより前に位置する部分の損傷またはその修復跡があるもの。</li> <li>・けん引フック取付け部分の損傷またはその修復跡があるもの。</li> <li>・バンパーステー取付け部の軽微な凹みまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・突き上げによる凹み、傷またはそれらの修復跡があるもの。</li> </ul>
<b>インサイドパネル</b> <フロント> コアサポートより後ろに位置する部分のみ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・曲がり、凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアサポートより前に位置する部分の損傷またはその修復跡があるもの。</li> <li>・軽微な凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>
<b>ピラー</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換されているもの。</li> <li>・スポットの打ち直しがあるもの。</li> <li>・外部または外板を介して波及した凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部に露出している部分に凹みまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・ボディサイドシルパネルの単体部品に生ずるピラー下部に、溶接処理跡があるもの。</li> <li>・外部または外板を介さない凹みまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・シートベルトの挟みこみによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジの凹みまたは</li> </ul>

		<p>ふくらみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 B O X 車等で、ルーフからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部は、ピラーとしない。</li> </ul>
ルーフ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交換されているもの。</li> <li>・ ピラーから波及した凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	
センターフロアパネル／フロントサイドメンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交換されているもの。</li> <li>・ パネル接合部に、はがれまたは修復跡あとがあるもの。</li> </ul> <p>※「はがれ」はスポットのはがれたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破れ（亀裂）があるもの。</li> <li>・ 外部または外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がりまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 突き上げ等でパネルまたはメンバーに凹み、曲がり、軽微な破れまたはその修復跡があるもの。</li> <li>・ 軽微な凹み、破れまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>
リヤフロア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交換されているもの。</li> <li>・ パネル接合部に、はがれまたは修復跡あとがあるもの。</li> </ul> <p>※「はがれ」はセンターフロアとの接合部のスポットのはがれたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破れ（亀裂）があるもの。</li> <li>・ 外部または外板を介して波及した、凹みまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リアエンドパネルまたはリアフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの。</li> <li>・ スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み、軽微な破れまたはその修復跡があるもの。</li> </ul>

### 第 5 条（修復歴基準）

骨格部位に損傷があるものまたは修復されているものは修復歴とする。ただし骨格は溶接されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。

### 第 6 条（内装評価表）

A	● 新車状態と同様のもの
	● 綺麗で加修の必要がないもの
	● 目立たない小さな汚れ、簡単に取れる小汚れ程度まで
B	● 目立たない程度のコゲ・穴・切れ・・・のり跡等のもの・（数箇所程度）
	● 走行距離相応の汚れ・へたり・ダッシュボードの浮き変形が少々であるもの

	● 内張り・シート・ハンドル等のスレ少々なもの
C	● 目立つシミ・汚れが酷いもの
	● 異臭があるもの（ペット臭、煙草臭等）
	● 部品欠品が多いもの
	● 目立つ加工穴、浮き大、割れ大、コゲ穴等
	● 大幅な加修を要し、回復が出来ない状態
	● 内装ペイント加工

## 第 7 条（検査記号表）

瑕疵	記号	レベル
キズ	A1	約 10cm 程度の傷
	A2	約 30cm 程度の傷
	A3	A2 を超える傷
ヘコミ	U1	エクボ・ゴルフボール程度までのヘコミ（小）
	U2	ベースボール程度までのヘコミ（中）
	U3	加修で直る程度のヘコミ（大）
キズを伴うヘコミ	B1	ゴルフボール程度までの傷を伴うエクボ・ヘコミ（小）
	B2	ベースボール程度までの傷を伴うヘコミ（中）
	B3	加修で直る程度の傷を伴うヘコミ（大）
補修跡塗装波	W1	良質な仕上げの補修跡塗装波
	W2	通常の仕上げの補修跡塗装波
	W3	再補修を要す補修跡塗装波
さび	S1	小錆数箇所まで
	S2	ゴルフボール大までの錆
	S3	ベースボール大までの錆
その他表現	×	交換要す
	××	交換済
	ワレ	割れ
	色アセ	色褪せ
	Pアト	ペイント跡
	C	腐食
ガラス	リペア跡	良好な仕上げのガラスリペア跡

	トビ石	ガラス点傷
	ヒビ	約 1cm 程度までのガラスヒビ
	ワレ	ヒビを超えるガラスの割れ
	× 要す	リペア不可 外板に割れがある場合

※リペア良好→ヒビが全く消えているもの（上限 4.5 点）

※リペア不可→ヒビが残っているもの（上限 4 点）

幌（ホロ）の補修について：ガムテープ等による補修は補修扱いとしない→ホロ切れ、破れとする。

U5 は×（交換要す）とみなす。

## 附則

- ・ 本細則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- ・ 第 4 条の変更（ラジエターコアサポート交換の定義削除）は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。
- ・ 第 3 条、第 4 条および第 7 条の変更は、平成 29 年 7 月 3 日より施行する。
- ・ 第 3 条の変更は、平成 30 年 9 月 25 日より施行する。